

1 助成対象となる住宅について

質 問		回 答	
1	対象となる住宅は。	1	申請者もしくは申請者の二親等以内の同居親族が所有する居住形態のある、戸建て住宅、店舗併用住宅(住宅以外の部分は除く)、共同住宅、長屋、マンションです。
2	店舗や事業所などと一体となっている住宅を工事する場合、助成の対象となるか。	2	住宅部分のみ対象となります。
3	店舗併用住宅であるが、住居と店舗の両方で使用するトイレの改修工事は対象になるか。	3	住宅部分のみが対象となることから、対象外です。
4	部屋を増築する場合、助成の対象になるか。	4	新築・増築工事は対象外です。
5	所有する貸家を工事する場合、助成の対象になるか。	5	居住する住宅が助成対象となることから、対象外です。

2 受付及び申請書類について

質 問		回 答	
1	助成対象となる所有者は。	1	住宅所有者もしくは住宅所有者の二親等以内の同居親族の方です。
2	市で実施している他の助成制度との併用は可能か。	2	助成対象工事に対して重複して他の助成等(助成金、補助金)を受けることはできません。
3	国や県の助成制度との併用は可能か。	3	工事内容が重複しなければ、併用可能です。
4	申請書提出の前に契約を交わしてもよいか。	4	契約されることは結構ですが、工事の着手は「市からの決定通知後」になります。
5	すでに工事を始めている場合や工事が完了している場合でも、申請できるか。	5	交付決定通知後に着手した工事が対象となるため、申請はできません。
6	新型コロナウイルス感染症に対応するような工事は助成金の対象となるのか。	6	非接触型トイレの設置など接触を低減するための改修工事、玄関先手洗器の設置など環境衛生に配慮した改修工事、玄関網戸の設置や換気設備の増設などの換気に配慮した改修工事については、助成対象工事になります。
7	住宅の所有者と異なる者が申請をすることはできるか。	7	住宅の所有者と同居している二親等以内の方であれば申請することができます。申請の際、親族関係(二親等以内)がわかる書類(戸籍謄本等)及び同居がわかる書類(住民票)を添付してください。
8	申請手続きは、代理人(家族や施工業者など)でも可能か。	8	原則、申請者自らの申請をお願いしていますが、申請者の承諾があれば代理人(家族や施工業者など)の方でも申請手続きは可能です。
9	住宅の所有者が施設等に入り、住民票を異動した場合、親族が申請者となることは可能か。	9	申請者になることはできません。 住宅の所有者と同居している二親等以内の方が条件になります。
10	住宅の所有者が死亡し、相続登記をしていない場合、親族が申請することができるか。	10	二親等以内の同居親族の方は申請できます。親族であることが証明できる書類(戸籍謄本等)と所有者が死亡されていることがわかる書類を提出してください。
11	市内の別の場所に住んでいて、中古住宅を購入し、リフォーム後に転居して住む場合、申請の対象となるか。	11	居住が条件になりますので、工事完了後の工事完了報告書提出時に転居先の住民票を提出していただくことで対象となります。また、申請時に建物の所有権移転が完了していることがわかる書類(登記簿謄本)を添付してください。
12	交付決定を受けた後に、助成対象となる工事を追加する場合、助成金交付額は変更できるか。	12	交付決定通知書に記載された助成金交付決定額が上限となり変更はできません。ただし工事費用が、減額となる場合は助成金額も減額となりますので、その場合は、交付変更申請の手続きをしてください。
13	工事完了報告書に記入する「工事実施期間」の日付は。	13	「工事着手日」～「工事完了日または領収日のどちらか遅い方の日付」を記入してください。
14	添付書類は原本でなくてもよいか。	14	原本でなく、コピーで提出をお願いします。
15	申請書の提出方法は。	15	電子申請、郵送(簡易書留等)、市役所4階の住宅政策課窓口投函箱を設置(開庁日の8時30分～17時15分)していますので、ご利用下さい。 なお、窓口では、その場で申請書の内容や添付書類の有無の確認は行いませんので、宇部市公式ウェブサイトに掲載している記入例をよく確認してから提出してください。

16	受付の優先順位は。	16	書類が整った順に受付をし、審査を行います。
17	審査にはどれくらい日数がかかるのか。	17	審査期間は、2週間程度です。 審査の結果、助成の対象である場合は申請者に交付決定通知を郵送します。 審査の結果、申請書の内容に不備がある場合は申請者に電話またはメールで連絡を差し上げます。
18	申請書の是正はいつまでに行えばよいか。	18	できるだけ速やかに行ってください。 是正が完了したものから順番に、交付決定通知書を郵送します。 予算(3,000万円)に到達次第、交付決定通知書の郵送(助成)を終了します。
19	「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」の助成金額の計算例は。	19	(例1):「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」4万円の場合→最低金額の5万円に達していないため助成対象外となります。 (例2):「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」50万円の場合→助成対象額50万円、助成金額10万円となります。 (例3):「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」110万円の場合→補助対象額110万円、助成金額15万円(上限)となります。
20	「感震機能内蔵型分電盤取替工事」の助成金額の計算例は。	20	(例1):「感震機能内蔵型分電盤取替工事」2万円の場合→最低金額の3万円に達していないため助成対象外となります。 (例2):「感震機能内蔵型分電盤取替工事」8万円の場合→助成対象額8万円、助成金額 一律3万円となります。 (例3):「感震機能内蔵型分電盤取替工事」13万円の場合→補助対象額10万円、助成金額 一律3万円となります。
21	令和2、3、4年度の宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム助成金の交付を受けたが、助成の対象となるか。	21	健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事については、令和2、3、4年度に助成金を受領された方は助成の対象になりません。 震機能内蔵型分電盤取替工事については、令和2、3、4年度に助成金を受領された方でも、1回に限り助成の対象になります。
22	令和6年度以前に、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金の交付を受けたが、助成の対象となるか。	22	健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事については、平成29、30年度、令和2、5、6年度の健康・省エネ住宅リフォーム助成金を受領された方は、助成の対象になりません。 感震機能内蔵型分電盤取替工事については、平成29、30年度、令和2、5、6年度の健康・省エネ住宅リフォーム助成金を受領された方でも、1回に限り助成の対象になります。
23	過去に宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金の交付を受けたが、申請者が違う場合は、同一住宅でも助成の対象となるか。	23	健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事については、同一住宅で2度、助成金を受けることはできません。 助成金の申請は、同一所有者及び同一住宅に対し1回限りとなっています。 感震機能内蔵型分電盤取替工事については、同一住宅であっても、1回に限り助成の対象になります。
24	工事に要した費用の領収書の写し等とは。	24	(現金払いの場合)助成対象工事の領収書であることが確認できるもの ※金額の内訳(工事代金等の額と消費税額)が記載され、押印のある領収書の発行を受けてください。 (銀行振込の場合)振込を行ったことが確認できる書類で次のいずれか1つ ・金融機関窓口で発行された銀行振込受領書 ・ATMで発行されたATM利用明細 ※振込日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要があります。
25	工事の見積りは、市内の営業所で徴取したが、工事完了の支払い先は市外の本社でもよいか。	25	支払先は、様式第1号に記載された施工業者となります。よって、市外の本社へ支払った場合は、助成金を支払うことはできません。なお、支払い先は領収書等で確認を行います。
26	外壁塗装や内装工事等で工事前写真と工事完了写真が比較できない場合はどうしたらよいか。	26	着手前と比較が出来るように、外壁塗装工事であれば外部サッシ等、内装工事であれば窓枠、建具等の未改修部分を含めて、同じ方向で撮影して下さい。それでも、場所の特定が困難な場合は、工事途中の写真を追加で提出していただきます。
27	屋根塗装(断熱、遮熱塗装)を申請する際、現況写真の撮影が困難な場合はどのようにすれば良いか。	27	申請時は住宅の全景写真のみで結構です。ただし、工事完了報告書提出時に工事着手前と工事完了後の写真を同じ方向で撮影したものを添付してください。

3 対象となる工事について

質 問		回 答	
1	外構工事は対象になるか。	1	対象外です。住宅のリフォーム工事を対象としているため、外構工事（門扉、ブロック塀、別棟車庫・倉庫、擁壁等）は対象となりません。
2	畳の部屋をフローリングに改修するが、対象になるか。	2	国内産木材のフローリングであれば対象になります。国内産とわかる資料（出荷証明書、カタログ等）を添付して下さい。
3	節水トイレ改修に伴う屋外配管工事（下水柵まで接続）は、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事の対象になるか。	3	対象になります。
4	既存屋根を撤去しないで鋼板屋根を葺く場合（カバー工法）、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事の対象になるか。	4	対象外です。
5	既存屋根を撤去して遮熱シートを敷設後鋼板屋根を葺く場合、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事の対象になるのか。	5	対象になります。遮熱シートが断熱化工事に該当するため、断熱性能等がわかるカタログ等を添付してください。
6	外壁の塗装を行う場合、健康・省エネ住宅に資する改修工事の対象になるか。	6	遮熱塗料・断熱塗料使用の塗装であれば対象になります。断熱性能等がわかるカタログ等を添付してください。
7	外壁塗装（断熱、遮熱塗装）を行う場合、足場や高圧洗浄、シーリングなども助成対象になるか。	7	外壁塗装工事に必要な仮設工事、工種になるため助成対象になります。
8	外壁塗装（断熱、遮熱塗装）を行う際、ベランダ手摺、雨戸、樋などの塗替えは助成対象になるか。	8	ベランダ手摺、雨戸、樋などの塗装は断熱化施工に該当しないので対象外です。
9	同一敷地内の離れ（和室等）を渡り廊下で接続し、新たにトイレ、浴室を設置する場合助成対象になるか。	9	増築工事に該当するため対象外です。
10	ビルトイン食器洗浄機付のシステムキッチン取替工事は、健康・省エネ住宅に資する工事の対象になるか。	10	対象になります。ただし、食器洗浄機がついていないシステムキッチンは該当しません。
11	脱衣場・浴室に暖房機を設置する工事は健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事の対象になるか。	11	対象になります。ただし、浴室の埋込式のものと及び脱衣場・浴室専用の壁掛け式のものに限ります。脱衣場・浴室専用とわかるカタログ等を添付してください。
12	材料（商品）を自分で購入し、工事のみ市内の業者に依頼する場合、工事費は助成の対象になるか。	12	対象外です。
13	商品の保証料・申請手数料等は、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に含まれるか。	13	含まれません。
14	ペレットストーブは対象になるか。	14	対象外です。
15	古い分電盤から新しい分電盤に取替れば、助成対象になるのか	15	地震を感知するセンサー内蔵型の分電盤に取り替えた場合に対象となります。
16	感震機能内臓型分電盤とはどのようなものか	16	地震発生時に、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、電力供給を一時的に遮断することで、地震による火災災害を防止する分電盤です。
17	何故、感震機能が外付タイプのものは対象外なのか	17	感震機能内臓型分電盤取替工事を助成対象としているのは、感震機能付きで火災の原因となる漏電遮断機が設置されていない、古い分電盤の取替を目的としているからです。 感震機能外付タイプについては、漏電遮断器が設置された分電盤にしか設置できないことから、助成対象外としています。
18	対象とならない健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事はどのようなものか。	18	新築、増築工事。 太陽光発電設備。 エアコンの設置。 備品、消耗品の購入。 老朽化による修繕。 受注者による領収書等が発行されないもの。 リース、レンタル物件。 申請などに関する手数料、保険料、保証料など 撤去のみの工事など健康・省エネ住宅と係わりのない工事
19	対象とならない感震機能内臓型分電盤取替工事はどのようなものか。	19	店舗併用住宅の店舗用感震機能内臓型分電盤の設置 感震ブレーカー外付（感震リレータイプ）の設置 コンセントタイプの設置 簡易タイプの設置
20	太陽光発電設備の設置は対象になるか。	20	対象外です。太陽光発電設備については、環境政策課のカーボンニュートラル推進事業が窓口担当となっています。
21	屋外に設置する自動点灯照明は対象になるか。	21	屋外に設置する自動点灯照明は、防犯対策が主たる目的となることから、対象外になります。
22	建物（住宅）から離れた場所に設置する手洗い器は対象になるのか。	22	建物（住宅）から離れた場所に設置するものは、植栽の散水等が主たる目的となることから、対象外になります。
23	自社製品の使用や自社施工による工事も助成対象になるか。	23	助成対象経費は利益相当分を排除する必要があること、また、自社で工事を行った場合は経費が発生しないため対象となりません。